

## 令和8年度埼玉学園会計年度任用職員 (児童自立支援専門員・児童生活支援員) 募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

### 1 職務内容

---

- 入園児童の生活指導、寮舎運営の補助に関すること。  
(児童の登校準備、登校付き添い、食事の配膳準備、片付けの指導、衣類の整理・補修健康の保全、疾病の予防、会議への出席など)
- 変更範囲：埼玉県のとめる業務

### 2 応募資格

---

- (1) 年齢、性別、学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、任用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

\* 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

### 3 必要な経験、技能等

---

応募に当たっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員となるための資格が必要です。

- 児童自立支援専門員
    - ア 国立武蔵野学院附属人材育成センター(旧国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部、旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部を含む。)を卒業した方
    - イ 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する方で児童自立支援事業に1年以上従事した方
    - ウ イに記載した教諭となる資格を有する方で2年以上教員としてその職務に従事した方
    - エ 社会福祉士の資格を有する方
  - 児童生活支援員
    - ア 保育士の資格を有する方
    - イ 社会福祉士の資格を有する方
    - ウ 3年以上児童自立支援事業に従事した方
- など

#### 4 任用人数

---

2名

#### 5 勤務条件

---

(1) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(2) 勤務日数・勤務時間

変形労働時間制（1か月単位）

13時12分～19時00分（休憩時間なし）（週平均29時間勤務）

(3) 休日

週平均2日（シフト制）

(4) 休暇

県の規定による。

(5) 報酬

月額181,700～212,600円

(6) 交通費

別途支給（県の規定によります）

\*通勤距離の片道が2km未満の場合等は支給されません。

(7) 社会保険

健康保険（共済）、厚生年金保険、雇用保険あり

\*加入条件を満たす場合に限りです。

(8) 勤務地

埼玉学園

所在地:〒362-0012 上尾市上尾宿2096

（変更範囲）変更なし

(9) その他

勤務条件については、任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 6 応募について

---

(1) 令和8年4月22日(水)までに下記担当宛てに、履歴書、職務経歴書、資格証の写し、確認書を提出してください。

\*応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

(2) 提出は郵送又は持参になります。

(3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面にご自分の住所、氏名を明記してください。

(4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。

(5) 持参される場合の受付時間は、

平日午前9時00分から正午、午後1時～午後5時00分までです。

## 7 選考方法について

---

(1) 第一次審査

書類による審査

(2) 第二次審査

面接による審査

面接については埼玉学園で実施する予定です。

日時及び場所については追ってお知らせいたします。

なお、応募書類の返却はいたしません。

(3) 合格発表

令和8年4月下旬

## 8 その他

---

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行される予定です。

採用された場合、こども性暴力防止法に基づき性犯罪前科を確認する可能性があります。

詳細はこども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

## 9 応募書類の提出及び問い合わせ先

---

所在地：〒362-0012 上尾市上尾宿2096 埼玉学園

担当：副園長 奥山

電話：048-771-0056

第7号様式

確 認 書

埼玉県知事 様

年 月 日

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和8年12月25日施行。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、法施行後、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

事業主は、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

あなたの現在の状況について、本紙をご記入の上、ご提出ください。

記

私は、裏面記載の、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する**特定性犯罪事実該当者ではありません。**

生年月日: 年 月 日

氏 名: